

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和8年5月28日答申分

## ○答申の概要

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 7件 |
| 厚生年金保険関係               | 7件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500334号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600012号

## 第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を36万円、請求期間②の標準賞与額を44万5,000円、請求期間③の標準賞与額を36万円、請求期間④の標準賞与額を45万5,000円、請求期間⑤の標準賞与額を40万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日  
② 平成27年12月18日  
③ 平成28年7月25日  
④ 平成28年12月15日  
⑤ 令和2年7月30日

私は、請求期間①から⑤までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。請求期間①から⑤までの各期間の賞与明細書を提出するので、請求期間①から⑤までの各期間の賞与を記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書、B

銀行から提出された「預金取引明細表(流動性)」(以下「預金取引明細表」という。)並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は36万円、請求期間②は44万5,000円、請求期間③は36万円、請求期間④は45万5,000円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届(平成29年1月16日年金事務所受付)が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届(平成29年3月30日年金事務所受付)が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑤において事業主から40万1,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑤の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500343号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600013号

## 第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を7万円、請求期間②の標準賞与額を7万円、請求期間③の標準賞与額を7万円、請求期間④の標準賞与額を15万円、請求期間⑤の標準賞与額を15万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間⑥について、請求者のA事業所における標準賞与額を23万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑥の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年12月18日  
② 平成28年7月25日  
③ 平成28年12月15日  
④ 平成30年7月30日  
⑤ 令和2年7月30日  
⑥ 令和2年12月25日

私は、請求期間①から⑥までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①、②及び③、請求期間

⑤及び⑥は賞与に係る年金記録がなく、請求期間④は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①、②及び③、請求期間⑤及び⑥は賞与を記録し、請求期間④は保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は7万円、請求期間②は7万円、請求期間③は7万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間①、②及び③の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①、②及び③に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①、②及び③の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①及び②については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間③については、A事業所から賞与支払届（平成29年1月16日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間③の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成29年3月30日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間④について、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳、B年金事務所が令和6年6月7日の事業所調査によりA事業所から入手した請求者の平成30年賃金台帳及び賞与明細書、複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間④において事業主から15万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間④の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、年金事務所が保管する請求期間④の賞与支払届は事業主から届けられたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が

時効により消滅した後に実施された前述の事業所調査において請求期間④の賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査により入手した平成 30 年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者に係る請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑤において事業主から 15 万 3,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑤の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑥について、請求者及び複数の同僚から提出された「慰労金令和 2 年 12 月分」（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑥において事業主から 23 万 7,000 円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、請求者の預金通帳により確認できる振込額は、請求者の慰労金明細書の差引支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間⑥における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係る A 事業所における請求期間⑥の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、23 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500360号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600014号

## 第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を41万9,000円、請求期間②の標準賞与額を51万9,000円、請求期間③の標準賞与額を41万9,000円、請求期間④の標準賞与額を52万9,000円、請求期間⑤の賞与支払年月日を令和2年7月30日、標準賞与額を42万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間⑥について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を令和2年12月25日、標準賞与額を42万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑥の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月27日

② 平成27年12月18日

③ 平成28年7月25日

④ 平成28年12月15日

⑤ 令和2年7月

⑥ 令和2年12月

私は、請求期間①から⑥までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該

賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。請求期間①から⑥までの各期間の賞与明細書を提出するので、請求期間①から⑥までの各期間の賞与を記録してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書、B銀行から提出された「預金共通月中異動および残高明細表」並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は41万9,000円、請求期間②は51万9,000円、請求期間③は41万9,000円、請求期間④は52万9,000円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届（平成29年1月16日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成29年3月30日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、請求者から提出された賞与明細書、C金庫から提出された請求者の預金取引明細表1（以下「預金取引明細表」という。）並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑤において事業主から42万9,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑤の賞与支払年月日については、預金取引明細表及び上記預金通帳の振込年月日から、令和2年7月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間の賞与支払届の届出や厚生年金保

険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑥について、請求者から提出された「慰労金令和2年12月分」(以下「慰労金明細書」という。)、預金取引明細表並びに複数の同僚から提出された慰労金明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑥において事業主から42万5,000円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、請求期間⑥の賞与支払年月日については、預金取引明細表及び上記預金通帳の振込年月日から、令和2年12月25日とすることが妥当である。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、預金取引明細表により確認できる振込額は、請求者の慰労金明細書の差引支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間⑥における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るA事業所における請求期間⑥の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、42万5,000円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500363号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600015号

## 第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を30万7,000円、請求期間②の標準賞与額を38万円、請求期間③の標準賞与額を30万7,000円、請求期間④の標準賞与額を39万円、請求期間⑤の標準賞与額を37万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間⑥について、請求者のA事業所における標準賞与額を33万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑥の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月27日

② 平成27年12月18日

③ 平成28年7月25日

④ 平成28年12月15日

⑤ 令和2年7月30日

⑥ 令和2年12月25日

私は、請求期間①から⑥までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該

賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。請求期間①から⑥までの各期間の賞与明細書を提出するので、請求期間①から⑥までの各期間の賞与を記録してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書、B銀行から提出された「預金共通月中異動および残高明細表」並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は30万7,000円、請求期間②は38万円、請求期間③は30万7,000円、請求期間④は39万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届（平成29年1月16日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成29年3月30日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑤において事業主から37万3,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑤の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑥について、請求者及び複数の同僚から提出された「慰労金令和2年12月分」（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑥において事業主から33万6,000円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、請求者の預金通帳により確認できる振込額は、請求者の慰労金明細書の差引支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間⑥における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るA事業所における請求期間⑥の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、33万6,000円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500366号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600016号

## 第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を24万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間①の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間②について、請求者のA事業所における標準賞与額を22万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和2年7月30日  
② 令和2年12月25日

私は、請求期間①及び②にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。請求期間①及び②の賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①及び②の賞与を記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間①において事業主から24万5,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間①の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、請求者及び複数の同僚から提出された「慰労金令和2年12月分」（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間②において事業主から22万3,000円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、請求者の預金通帳により確認できる振込額は、請求者の慰労金明細書の差引支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るA事業所における請求期間②の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、22万3,000円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500369号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600017号

## 第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を37万8,000円、請求期間②の標準賞与額を48万8,000円、請求期間③の標準賞与額を37万8,000円、請求期間④の標準賞与額を48万9,000円、請求期間⑤の賞与支払年月日を令和2年7月30日、標準賞与額を38万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間⑥について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を令和2年12月25日、標準賞与額を40万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑥の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月27日  
② 平成27年12月18日  
③ 平成28年7月25日  
④ 平成28年12月15日  
⑤ 令和2年7月  
⑥ 令和2年12月

私は、請求期間①から⑥までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該

賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。請求期間①から⑥までの各期間の賞与明細書を提出するので、請求期間①から⑥までの各期間の賞与を記録してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は37万8,000円、請求期間②は48万8,000円、請求期間③は37万8,000円、請求期間④は48万9,000円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届（平成29年1月16日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成29年3月30日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑤において事業主から38万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑤の賞与支払年月日については、上記預金通帳の振込年月日から、令和2年7月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑤の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料

及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑥について、請求者及び複数の同僚から提出された「慰労金令和2年12月分」（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑥において事業主から40万4,000円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、請求期間⑥の賞与支払年月日については、上記預金通帳の振込年月日から、令和2年12月25日とすることが妥当である。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、請求者の預金通帳により確認できる振込額は、請求者の慰労金明細書の差引支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間⑥における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るA事業所における請求期間⑥の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、40万4,000円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500381号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600018号

## 第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を2万円、請求期間②の標準賞与額を7万円、請求期間③の標準賞与額を7万円、請求期間④の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間④の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間⑤について、請求者のA事業所における標準賞与額を16万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑤の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年12月18日  
② 平成28年7月25日  
③ 平成28年12月15日  
④ 令和2年7月30日  
⑤ 令和2年12月25日

私は、請求期間①から⑤までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から⑤までの各期間の賞与を記

録してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は2万円、請求期間②は7万円、請求期間③は7万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間①、②及び③の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①、②及び③に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①、②及び③の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①及び②については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間③については、A事業所から賞与支払届（平成29年1月16日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間③の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成29年3月30日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間④について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間④において事業主から20万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間④の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行

ったとは認められない。

請求期間⑤について、請求者及び複数の同僚から提出された「慰労金令和2年12月分」（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑤において事業主から16万5,000円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、請求者の預金通帳により確認できる振込額は、請求者の慰労金明細書の差引支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間⑤における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るA事業所における請求期間⑤の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、16万5,000円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。